

役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（以下「本会」という。）の定款第23条の規定に基づき役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、代表理事及び正会員以外の監事をいう。
- (2) 役員報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号）
- (3) 常勤の役員とは、本会を主たる勤務先とし、週3日以上本会の業務に従事する役員をいう。
- (4) 非常勤の役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(報酬の支給)

第3条 本会は、役員に対し次のとおり役員報酬を支給する。

- (1) 常勤の代表理事の報酬は、社員総会において定める役員報酬総額の範囲内で月額150,000円を上限として理事会で決定する。
- (2) 非常勤の代表理事の報酬は、社員総会において定める役員報酬総額の範囲内で月額20,000円を上限として支給することができる。
- 2 正会員以外の監事は、社員総会において定める役員報酬総額の範囲内で月額20,000円を上限として支給することができる。

(賞与等)

第4条 本会は、役員に対し、役員賞与及び役員退職手当を支給しない。

(通勤費)

第5条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(報酬の支給方法)

第6条 常勤の代表理事への役員報酬等の支払い方法については、職員給与規程を準用する。

- 2 前項以外の役員報酬の支払は、理事会等への出席の都度現金で支払うものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定めるものとする。

附則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日（平成23年4月1日）から施行する。
2. この規程の施行に伴い、常勤役員報酬支給規程は廃止する
3. この規程は、平成27年3月7日に改定し、平成26年11月30日から施行する。